

中期目標期間終了時の検討

所管所属名		健康局				団体名		(公財) 大阪市救急医療事業団					
-------	--	-----	--	--	--	-----	--	-----------------	--	--	--	--	--

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容												
	大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施すること。												
	(2)中期目標期間												
	令和2年9月11日から令和6年3月31日までの4年間												
	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態												
市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するため医師等の医療従事者の確保や後送病院との連携がなされ、休日・夜間の急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態													

中期目標達成状況	指標Ⅰ	勤続3年以上の看護師の割合											
		R2	中期目標進捗率	R3	中期目標進捗率	R4	中期目標進捗率	R5【最終】	中期目標進捗率				
	目標値	60%	-	60%	-	60%	-	60%	-				
	実績値	64%	-	66%	-	75%	-	75%	-				
	指標Ⅱ	後送病院数											
		R2	中期目標進捗率	R3	中期目標進捗率	R4	中期目標進捗率	R5【最終】	中期目標進捗率				
	目標値	33	-	33	-	33	-	33	-				
	実績値	33	-	34	-	33	-	33	-				

所管所属の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期目標の達成状況 【中期目標期間】	ア	ア：達成 イ：達成見込み(目標期間中) ウ：未達成
	中期目標期間における 団体の事業経営による 本市の行政目的又は施策の達成状況について					
	市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するためには、医療従事者の確保が重要である。2020年からの度重なる新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応により、医療従事者は多大な業務負担を強いられたことや、自身の感染リスクへの不安から多数の離職者が発生する懸念があったが、当該団体では、PPE(個人用防護具)の確保や発熱患者の隔離の徹底、また、良好な換気状態を維持し一層の空気感染対策を図るため二酸化炭素濃度計を各診療所に設置するなど、様々な新型コロナウイルス感染症への感染予防策を実施することによって医療従事者の不安を取り除くなど良好な職場環境の維持に努め、勤続3年以上の看護師の割合の指標について、中期目標期間を通じて目標を達成した。 また、休日・夜間の急病診療事業の実施には、後送病院との連携が必要不可欠であるが、コロナ禍においても後送病院との連携を密にし、後送病院からの意見や要望に適切に対応するなどして、後送病院数について、中期目標期間を通じて目標を達成した。 これらの取組により、大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、医師等の医療従事者の確保や後送病院との連携が行われ、市内において休日・夜間の急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態が達成できた。					

外郭団体の指定の必要性	本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る 社会の環境変化等 について					
	・高齢化の影響で救急患者は増加しており、今後も救急医療へのニーズが増大することが見込まれている。 ・このような中、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、一般の医療機関が診療を実施していない時間帯（休日・夜間）に診療を行う急病診療所の役割が、極めて重要であることが社会的に再認識された。 ・しかしながら、初期救急医療を担う休日・夜間急病診療所における医師等の医療従事者の確保と、特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）の後送病院の確保が難しくなっており、安定的な体制整備が望まれる。 ・一方で、令和6年4月からは「医師の働き方改革」の新制度が施行され、休日・夜間の急病診療事業への影響を注視する必要がある。 ・また、少子高齢化の進展に伴い、現役世代が減少する一方で、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師については、令和5年10月に厚生労働省が「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を約30年ぶりに改定し、勤務環境や処遇の改善、就業者の確保推進、資質の向上支援策などを進め、少子高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図るとしている。					
	中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために 団体に求める役割 について（外郭団体指定の必要性について）					
	大阪府医療計画に基づき市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、引き続き、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施する必要がある。急病診療事業は、患者数に関わらず一定の診療体制を確保する必要があることから不採算性要素が多く、かつ極めて公共性の高い政策医療事業であり、休日・夜間に従事できる医療従事者の確保、後送医療体制の確保、その他、感染症拡大などに対する本市からの要請への対応などが必要である。これらに適切に対応するため、（一社）大阪府医師会をはじめとする医療関係団体との連携のもと、昭和51年度に本市からの出資により、（公財）大阪市救急医療事業団を設立し、急病診療所の運営を委託してきた。今後も本市が指導調整・監理を行い、当該団体において、市内における休日・夜間の急病診療事業を安定的かつ継続的に実施する役割を担わせる必要がある。					
	外郭団体の指定の必要性	A	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無 【※「継続して指定」の場合のみ】	イ	ア：有 イ：無
講ずる措置の内容						
次期中期目標の制定後、中期計画の作成協議を行う。						